

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月5日
【事業年度】	第191期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	ニチアス株式会社
【英訳名】	NICHIAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川島 吉一
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門一丁目1番26号
【電話番号】	03-3433-7251
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 高木 慶一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門一丁目1番26号
【電話番号】	03-3433-7251
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 高木 慶一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） ニチアス株式会社大阪支社 （大阪市中央区南船場四丁目11番10号） ニチアス株式会社名古屋支社 （名古屋市南区東又兵衛町二丁目30番地）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました、第191期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項につき一部訂正を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正（追記）箇所は\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(9) <省略>

（訂正後）

(1) ～(9) <省略>

#### (10) 株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

当社は、以下の株主総会決議事項につき取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

##### ① 自己株式の取得

会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得すること。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

##### ② 取締役および監査役の責任の減免

会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令の定める限度において免除すること。これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

##### ③ 中間配当

会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うこと。これは、株主への機動的な利益還元を行えるようにするためのものであります。